

平塚市中小企業等賃上げ応援奨励金 - よくある質問

令和7年9月

申請前に必ず募集要領で詳細をご確認ください。

問：従業員の定期昇給・手当を上げたが、補助対象となるか。

答：交付要件として「従業員の基本給（定期昇給、手当・割増賃金・賞与・退職金を除く）を1人平均1.5%以上増加させた中小企業等」（募集要領P4）と規定しており、対象外です。

問：交付要件に「一度の改定で1人平均1.5%以上増加させた中小企業等」（募集要領P4）とあるが、4月に正規雇用従業員、5月に非正規雇用従業員の賃上げを実施した場合、対象外となってしまうのか。

答：ベースアップとしての賃上げを支援するため、「一度の改定」という要件を設けています。従業員の区分やシステム処理など合理的な理由があれば、時期が分かれても一度の改定とみなします。

問：交付対象者の要件に「常時雇用する従業員が5人以上」（募集要領P4）とあるが、常時雇用する従業員はパート・アルバイトも該当するか。

答：「常時雇用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく、「予め解雇の予告を必要とするもの」を指します。正社員だけでなく、1年以上継続雇用が見込まれるパートやアルバイトも含まれます。
※労働基準法第21条に規定する解雇予告の例外（日雇い入れられる者・2箇月以内の期間を定めて使用される者・季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者・試の使用期間中の者）となる従業員は対象外です。

(参考)東京労働局 HP - 常時雇用する従業員について

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/var/rev0/0142/7175/20167411655.pdf>

問：一部賃上げしていない従業員がいるが、申請できるか。

答：交付要件として「従業員の基本給（定期昇給、手当・割増賃金・賞与・退職金を除く）を1人平均1.5%以上増加させた中小企業等」（募集要領P4）と規定しています。
賃上げしていない従業員を含めて平均して1.5%以上基本給が増加していれば対象となります。

問：過年度の平塚市賃上げ応援奨励金（令和5・6年度）に申請したが、令和7年度も申請が可能か。

答：令和7年度の平塚市賃上げ応援奨励金は、交付要件として「令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間」の賃上げを対象としています（募集要領P4）。

過年度の平塚市賃上げ応援奨励金とは対象期間が重複していないため、申請が可能です。

問：平塚市中小企業等賃上げ応援奨励金交付申請書（第 1 号様式）に「賃上げより前の基本給と賃上げ以後の基本給との 1 年間の差額の合計金額」を記載する欄があるが、どう計算すればよいか。

答：募集要領 P3 の「交付要件の確認」をご確認ください。

なお、申請書に 1 年間の差額の合計金額を記入していただければ、計算の根拠資料の添付は不要です。

問：就業規則を添付するにあたり、別規程を含めて全てを添付する必要があるか。

答：基本給を含めた賃金にかかる規定を確認するために就業規則の添付を求めています。

就業規則のいわゆる本則（正規・非正規含む）と、別規程があれば賃金規程を添付してください。

退職金規程、育児・介護休業規程など、基本給にかかる規定が無い規程の添付は不要です。

問：「従業員へ賃上げ実施を表明したことを証する書面」について、従業員代表者は誰でもよいのか。

答：代表者の指定はありません。ただし、従業員代表者の賃金台帳（賃上げ前・賃上げ後）を添付していただき、基本給の増加率を確認します。交付申請書（第 1 号様式）に記載した基本給増加率以上の賃上げをした方を代表者としてください。

問：「従業員へ賃上げ実施を表明したことを証する書面」について、表明のタイミングは賃上げの前・後どちらですればよいか。

答：賃上げの前・後どちらでも可能です。過去に賃上げをした事業者であっても、対象期間内（令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日）であれば申請可能です。

以 上